令和6年度与謝野町一般競争(指名競争) 入札参加資格審査申請の追加受付手引

受付区分:建設工事 ※町内業者のみ

与謝野町が発注する建設工事の一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請の追加受付について、令和5・6年度与謝野町一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請を行われていない町内業者を対象に次のとおり実施します。

なお、本手引及び申請書類における町内業者とは、次のアから才までの要件のすべてを満たしている者を指し、これに該当しない場合は町外業者となります。町外業者については、追加受付の対象外とします。

また、入札参加資格審査申請後において、次のアから才までの要件のいずれか1つでも満たさなくなった場合は、その 時点で町内業者とは見なしませんので御注意ください。

- ア 町内に本社・本店を置く者であり、かつ、法人にあっては商業登記をしている本店を与謝野町内に置く者であること。
- イ 町内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可を有している主たる営業所を置く者であること。
- ウ 当該本社・本店が入札及び見積に関する権限、契約の締結及び契約の履行に関する権限、入札保証金及び契約 保証金の納付並びに受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに複代理人選定に関する権限を 有していること。
- エ 当該本社・本店の実態があること。(看板、什器等)
- オ 当該本社・本店に常勤職員が配置されていること。

1 受付期間及び受付場所			
区分	提出方法	受付期間及び受付場所	受付時間
建設工事	窓口申請 (注1)	令和6年2月1日(木)から 同年2月29日(木)まで (注2) 〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1 与謝野町役場 総務課 電話:0772-43-9010	受付期間中(土、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時30分まで

- (注1) 郵送による受付は行いません。申請していただく際には、書類に不備がないかを確認し、与謝野町役場総務課まで直接持参の上、申請してください。野田川庁舎及び加悦庁舎では受付いたしません。
- (注2) 申請書類に不備があれば、再度来庁していただく必要がありますので、余裕をもってできるだけ早めに申請してください。

2 申請の要件(資格審査申請時に次の要件をすべて満たしている必要があります。)

	審査基準日及び結果通知日の両方が、令和4年7月1日から令和6年1月31日までにある経営事項審査
	(総合評定値Pのあるもので、令和6年1月31日時点で最新のもの)を受けていること。
	※ 上記要件で申請された後、令和6年3月31日までに最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定
(1)	値通知書」を取得されたときは、令和6年3月31日を最終期日として、総務課へ「追加資料」として
	提出してください。その場合、最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の内容で、
	令和5・6年度の名簿登録を行います。(令和6年3月31日を過ぎてから総務課へ提出があった場合、
	名簿登録の内容を更新しませんので、くれぐれも御注意ください)。
(2)	建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
(-)	成年被後見人、被補佐人及び被補助人(契約の締結に関し、同意権付与の審判を受けている者)並びに破産
(3)	者でないこと。(注1)
(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当する
(4)	者でないこと。
(5)	町税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(注2)
(6)	町が発注した建設工事に関する債務を履行していること(受注したことがある場合に限ります)。
(7)	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)に加入していること。(注3)
(8)	資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。
l .	ı

- (注1) 破産者であっても、復権を得ている者は除きます。
- (注2) 町税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書を提出してください。 町税納税証明書(基準日:令和5年12月31日現在)については、令和6年1月15日(月)以降に指定様式を税務課へ持参し、証明を受けるようにしてください。なお、証明書発行手数料として300円が必要になります。
- (注3)経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書における社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」と記載されている者であること。

3 提出書類

※証明書類は、特に指定がある場合を除き、令和5年11月1日以降に発行されたものに限る。

64472 ME	49.11.45.87	144 _ 15 Art-	=×00
織込順	提出書類	様式等	説明
•	建設工事競争入札参加資格審査申請書	A4サイズ、町様式	町様式とし、他の様式での申請はお受けしません。なお、法人の場合の使用押印は、次のいずれかの印としてください。※押印していただく印は実印に限ります。 ・社名が入っている代表者印(丸印) ・社名が入っていない代表者印及び社印(角印) ・社名が入っていない代表者印及び印鑑証明書(写しでも可)を添付。※社印がない場合に限る 個人の場合は印鑑証明書(写しでも可)を添付してください。
2	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し	A4サイズ、コピー	保有している建設許可業種すべてについて、入札参加資格審査申請時における最新のものを提出してください。 ※「電気工事」を希望する場合は、「電気工事業を開始した旨の届出受理書の写し」 又は「電気工事業に係る変更届出書」を提出してください。 ※「電気工事業を開始した旨の届出受理書の写し」等の添付が無くても、等級区分基準を満たしている場合は、令和6年度の格付けを行いますが、入札の参加条件に「電気工事業を開始した旨の届出受理書の写し」等の添付を求めますので御注意ください。
3	営業所一覧表	A4サイズ、町様式	本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記入してください。
4	商業登記簿謄本	写し可	法人のみ、入札参加資格審査申請時における最新のものを提出してください。なお、個人の場合の身分証明書は不要です。

織込順	提出書類	様式等	説明
⑤	町税納税証明書 ※町内業者のみ	A4サイズ、町様式	与謝野町役場税務課(加悦庁舎)で町税納税証明を受けてください。なお、証明書発行手数料として300円が必要になります。(※町外業者は不要です。) ※納税証明書の基準日は令和5年12月31日とします。
6	消費税及び地方消費税納税証明書	写し可	法人及び個人とも次のいずれかの書式(税務署指定)の証明書を提出してください。これ以外の書式は認められませんので御注意ください。なお、免税業者の方も次の書式の納税証明書は発行されますので提出してください。消費税及び地方消費税の納税証明書の交付は、建設工事入札参加資格審査申請者が申告している税務署で受けてください。なお、詳細については、所管の税務署でお尋ねください。 ①書式その3(請求税目単位の証明) ②書式その3の2(申告所得税と消費税及び地方消費税の証明) ③書式その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の証明)
7	技術職員名簿	A4サイズ	最新の経営事項審査申請時に添付のものの写しを原則とします。
8	技術職員名簿変更報告書 ※町内業者のみ	A4サイズ、町様式	町内業者のうち、最新の経営事項審査申請時に添付している技術職員名簿から変 更があった場合は、資格者証明(免状)等の写し及び雇用関係を証明する資料と 併せて提出してください。
9	技術職員のうち、国家資格を有する者全員のすべての当該資格者証明(免状)等の写し※町内業者のみ	A4サイズ、コピー	町内業者のうち、⑦技術職員名簿及び®技術職員名簿変更報告書で記載のあった者の中から、国家資格を有する者全員のすべての当該資格者証明(免状)等の写しを提出してください。なお、監理技術者資格者証も含みます。
100	工事経歴書	A4サイズ	最新の建設業許可申請書又は経営事項審査申請書の添付書類である工事経歴書 の写しを原則とします。

織込順	提出書類	様式等	説明
1)	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	A4サイズ、⊐ピー	審査基準日及び結果通知日の両方が、令和4年7月1日から令和6年1月31日までのもので、かつ、令和6年1月31日時点で最新のものを提出してください。 ※上記要件で申請された後、令和6年3月31日までに最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」を取得されたときは、令和6年3月31日を最終期日として、総務課へ「追加資料」として提出してください。その場合、最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の内容で、令和5・6年度の名簿登録を行います。(令和6年3月31日を過ぎてから総務課へ提出があった場合、名簿登録の内容を更新しませんので、くれぐれも御注意ください)。
12	雇用保険に加入したことが確認できる書類の写し	コピー	「⑪経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し」において、雇用保険の加入状況が「無」となっている方で、その後に加入した場合は、次のいずれかの書類の写しを提出してください。 ①「労働保険概算・確定保険料申告書」及び申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」 ②雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用) ③提出先の受付印が押印された「雇用保険適用事業所設置届(事業主控)」

織込順	提出書類	様式等	説明
(3)	健康保険及び厚生年金保険に加入したことが確認できる 書類の写し	コピー	「①経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し」において、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「無」となっている方で、その後に加入した場合は、次のいずれかの書類の写しを提出してください。 ①保険料納付に係る「領収証書」 ②保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」 ③保険料納付に係る「社会保険納入確認書」 ④健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書 ⑤提出先の受付印が押印された加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」
14)	I SO登録証及び付属書の写し ※町内業者のみ	A4サイズ、コピー	町内業者のうち、取得している者のみ提出してください。なお、日本語以外の言語で記載されている登録証及び付属書については、和訳の上、提出してください。
15	町道等除雪協力申出書 ※町内業者のみ	A4サイズ、町様式	土木一式工事の入札参加資格審査を申請する者で、除雪協力を行っていたける場合のみ提出してください。なお、協力をしていただけない場合は、土木一式工事の等級区分において、C級以上の格付けをすることができません。
16	建設業許可申請書の添付書類(専任技術者証明書)の写し ※町内業者のみ	A4サイズ、コピー	入札参加資格審査申請時で最新のものを提出してください。
T)	使用印鑑届	A4サイズ、町様式	入札、見積、契約の締結、変更及び解除並びに代金の請求及び受領その他契約の 履行に関する書類に使用する印鑑を押印してください。
別	受付受領書	町様式	商号又は氏名・代表者名を記入してください。(注1)

(注1) 受付受領書は、フラットファイルに綴じないでください。(申請の際に、総務課担当者へお渡しください。)

4 提出	書類の編さん方法及び注意事項
(1)	A4縦サイズの紙製フラットファイル(色指定なし)に「3 提出書類」の織込順に綴じてください。「3 提出書類」以外は織り込まないでください。申請時には、表紙及び背表紙に「令和6年度建設工事入札参加資格審査申請書(追加受付)」と商号又は名称を見やすいサイズのフォントで明記してください。提出書類に不備があった場合、受付することはできません。
(2)	建設工事入札参加資格審査申請書及び使用印鑑届に押印された印で、与謝野町との契約締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引を行うこととなります。ただし、それらの権限を入札参加資格審査申請者から 支店長等に委任したい場合は、その委任状に押印された印を使用してください。
(3)	成年被後見人、被補佐人及び被補助人並びに破産者でないことの証明書の提出は不要ですが、これらに関して虚偽の申請があった場合は、競争入札に参加することはできません。
(4)	証明書類の写しを提出される場合は、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
(5)	提出書類の記載内容について、お尋ねすることがありますので、記載内容を熟知している方が直接持参の上、 提出してください。郵送による受付は行っていません。
(6)	建設工事入札参加資格の有効期間は、令和7年3月31日までです。
	建設工事入札参加資格の有効期間中において、次の事項に変更があった場合は速やかに与謝野町役場総務課
	へ建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出してください。
	・商号又は名称、営業所の所在地、法人の資本金額、出資総額
	• 代表者
(7)	• 建設業許可番号、許可年月日、許可業種
	・受任者 ・営業所専任技術者(町内業者に限る)
	い合わせください。

5 提出書類チェックリスト

有•無	順番	提出書類
	(1)	建設工事競争入札参加資格審查申請書
		※個人の場合は印鑑証明書(写し可)も必要
	2	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
	3	営業所一覧表
	4	商業登記簿謄本(写し可) ※法人のみ
	5	町税納税証明書 ※該当者のみ
	6	消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)
	7	技術職員名簿
	8	技術職員名簿変更報告書 ※該当者のみ
	9	技術職員のうち、国家資格を有する者全員の全ての当該資格者証明(免状)等の写し ※該当者のみ ※監理技術者資格者証を含む
	10	工事経歴書
	11)	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
	12	雇用保険に加入したことが確認できる書類の写し ※該当者のみ
	13	健康保険及び厚生年金保険に加入したことが確認できる書類の写し ※該当者のみ
	14)	ISO登録証及び付属書の写し ※該当者のみ
	15)	町道等除雪協力申出書 ※該当者のみ
	16	建設業許可申請書の添付書類(専任技術者証明書)の写し ※該当者のみ
	17	使用印鑑届
	別	受付受領書

申請する前に、提出書類がすべてそろっているかどうかをこのチェックリストにより再度確認してください。提出書類 に不備があれば、補正をしていただく必要がありますので、提出時期は余裕をもってできるだけ早めにお願いします。